

一般事業主行動計画

仕事と生活の調和を図り、社員が働きやすい雇用環境を整備する。

1.	計画期間	2024年4月1日 ~ 2027年3月31日までの3年間	
2.	施策	仕事と子育ての両立	育児のための所定外労働時間の免除、時間外労働の制限、短時間勤務、子供の看護のための休暇等の諸規定について、周知、啓蒙、及び情報提供を行います。
			子育て中の社員から子育てに関するニーズを調査し、検討の結果、必要と認められたニーズについては導入します。
		働きやすい労働環境の維持 (所定外労働時間の削減)	ノー残業デーの推奨日を設定し、所定外労働時間の抑制を図ります。
			ノー残業デーの推奨日は、執務室にポスター掲示し、社員に周知します。
			所定外労働時間の多い社員は、社内会議等で報告し、必要な対策を講じます。
		ストレスマネジメントによる継続的職場環境の改善	各社員にアンケートを実施し、職場環境の調査・把握を行い、職場環境の改善につなげます。
全社員にストレスチェックを実施し、産業医との連携により、ストレスの軽減を図ります。			

以上